

○湯沢市新事業チャレンジ補助金交付要綱

令和5年3月28日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、湯沢市新事業チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、湯沢市ふるさと企業振興基本条例（平成27年湯沢市条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、主体的な努力による持続的な成長を目指した革新的な事業展開に取り組む中小企業に対し、テストマーケティング等に要する経費の一部を補助することにより、新事業展開の促進と市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者
- (2) 条例第2条第2号に規定する中小企業支援団体からの助言を受け、中小企業経営強化法（平成11年法第18号）第2条第1号に規定する新事業活動を行おうとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等の関わりを持つ者
- (3) 市税に滞納がある者
- (4) 同一年度において、既に第8条の規定による交付決定を受けた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の規定を達成するために行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示の規定による補助金以外の補助金の交付を受けている事業及び過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けた事業と同一の事業は、補助金の交付の対象としない。ただし、既存の事業であって新規性を付加する事業又は市長が特に必要と認めた事業は、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、補助対象事業の実施中に生じた経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 新事業チャレンジ補助金事業計画書（様式第1号）

（2） 法人にあつては、直近2期分の決算書の写し

（3） 個人事業者にあつては、直近2年度分の確定申告書（収支内訳書又は青色申告決算書を含む。）の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請において、申請者が消費税課税事業者の場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の

交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請されたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第2項に規定する補助金等変更承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 新事業チャレンジ補助金変更事業計画書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、前条第1項の規定を準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条第1項に規定する補助金等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 新事業チャレンジ補助金事業実施調書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第11条 市長は、補助対象事業の遂行上必要と認められるときは、交付決定金額の10分の8以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、新事業チャレンジ補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業を実施した年度の翌年度から3年間、補助対象事業に係る事業操業状況、進捗状況等について報告を求め、又

は調査することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表 (第5条、第6条関係)

補助対象経費	研究開発費、広告宣伝費、旅費交通費、通信運搬費、支払手数料、外注費、賃借料及び雑費。この場合において、次の各号に掲げる補助対象経費は、当該各号に定める額を補助対象経費の算定額とする。 (1) 外注費 2分の1以内の額 (2) 旅費交通費 2分の1以内の額で、次のアからウに掲げる額又は所要額のいずれか低い額 ア 国内旅行は、1人当たり4万円とし、総額12万円 イ アジア地域への海外旅行は、1人当たり10万円 ウ イの地域以外への海外旅行は、1人当たり15万円
補助金の額	補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、30万円を上限に予算の範囲内で交付する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

新事業チャレンジ補助金事業計画書

申請者の概要

申請者名称 及び代表者 の職・氏名		資本金 (個人においては控)	万円	従業者数	人
所在地					

事業の概要

事業テーマ	
課題事項	(顧客ニーズと市場の動向)  (自社や自社の提供する商品・サービスの強み)
事業の概要	(経営方針)  (今後のプラン)
事業における 成果目標	(経営目標等)

【事業概要詳細】

事業概要詳細（例. 試作品開発内容等）	
①	
②	
③	

【スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①												
②												
③												

【支援機関所見】

支援機関名	担当者



様式第3号（第10条関係）

年 月 日

新事業チャレンジ補助金事業実施調書

申請者調書

申請者名称 及び代表者 の職・氏名	
所在地	

事業テーマ	
事業の内容	※実施した事業の具体的な内容を記載してください。
事業における 成果	※課題解決に向けてどのような効果があったかを記載してください。
今後の課題 取組について	※今後の課題・取組について記載してください。

【支援機関所見】

支援機関名	担当者



様式第4号（第11条関係）

年 月 日

湯沢市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

新事業チャレンジ補助金概算払請求書

新事業チャレンジ補助金の概算払を受けたいので、湯沢市新事業チャレンジ補助金交付要綱第11条第2項の規定により次のとおり請求します。

1 交付決定額	円				
2 交付決定通知書 番号及び年月日	第 号	年 月 日			
3 概算払請求額	円				
4 概算払を必要とする理由					
5 振込口座	金融機関名	銀行・信金・農協			本店・支店
	預金科目	普通当座	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義				

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第11条関係）